

新型コロナウイルス感染症対策のための緊急提言（第2弾）

政府においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と国民生活や社会経済活動の維持を両立させるため、あらゆる政策手段を総動員し、過去に例のない規模の対策に取り組まれています。関係者の皆さまのご尽力に対しまして、心から敬意を表します。

本県におきましても、国の緊急経済対策を活用した補正予算等により、感染予防や感染拡大防止対策、経済影響対策などの事業効果が速やかに県内全域に行き渡るよう全力で取り組んでいるところです。

しかしながら、休業や営業時間短縮の要請を行った飲食業をはじめ、旅行業、宿泊業、運輸業を中心に、大変厳しい経営状態が続いています。加えて、収入の減少に伴い学業継続が困難になっている学生への支援など、さらなる対策が必要な課題も顕在化しています。

今月14日には、高知など39県の緊急事態宣言が解除されたところですが、今後も国と地方が連携しながら、感染予防や感染拡大防止に向けた対策を徹底して実施していくことが重要であると考えております。あわせて、ウイルスの存在を前提にした新たな日常をつくり上げ、経済に与える影響を最小限にとどめるとともに、次なる対策に万全を期していくことが必要です。

つきましては、別紙に掲げる事項について、早急に対応されるよう提言いたします。

令和2年5月22日

高知県知事

濱田省司

1. 新型コロナウイルスの第2波・第3波に備えた感染防止策

(1) マスク等防護具の供給（厚生労働省）

感染拡大防止を図るとともに医療提供体制を確保するためには、医療従事者を感染から防ぐことが重要である。マスクをはじめとする個人防護具や消毒用エタノールについては、国から一定量の供給がされているが、十分な量には至っていない。このため、引き続き、国においてこれらの感染防護具等の買い上げ等を行うことにより安定的な量を確保し、都道府県からの要請に応じて迅速に供給すること。

(2) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の拡充（厚生労働省）

引き続き感染拡大防止対策を進めるため、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」について、必要かつ十分な感染拡大防止対策ができるよう、改めて所要額を把握するとともに、ベースとなる人口の多寡に関わらず、感染が拡大している地域や財政力の弱い自治体においても、より効果的な対策を実行できるよう追加の財政措置を行うこと。さらに、当該交付金の対象経費及び基準額について、以下のとおり拡充すること。

<対象経費の拡充案>

- ・民間の協力医療機関において患者対応を行う医師や看護師等に対し、公務員と同等の手当を支給した場合の費用
- ・医療機関の職員に感染者又は感染を疑う者が確認された場合の休診や病棟閉鎖となった際の固定費（人件費など）
- ・入院協力医療機関で患者対応を行う医療従事者の宿泊経費（同居家族の基礎疾患の有無に関わらず適用）
- ・入院協力医療機関以外の関係機関（県、薬局、訪問看護ステーション、助産所を含む全医療機関及び葬祭業者）が感染防護具を購入した場合の費用

<基準額の拡充案>

- ・空床確保をしている重症者以外の病床の基準額（一律16,000円とされているが、病床によっては通常運用で得られる診療報酬を下回る場合があることから、実態に応じた基準額を適用）

(3) 学校等の臨時休業や自主休業等への対応

① 臨時休業中の子どもの居場所としての放課後子ども教室活用への支援（文部科学省）

放課後児童クラブのない市町村では、放課後子ども教室で対応しているものの財政負担が生じている。このため、市町村が放課後子ども教室の開設時間を延長する場合においても、放課後児童クラブと同様に財政負担が生じないよう措置すること。

② 中小規模の障害福祉サービス等事業所への支援（厚生労働省）

就労継続支援事業所や放課後等デイサービス事業所をはじめとする中小規模の障害福祉サービス等事業所では、利用者の利用自粛や感染拡大防止のために事業所を自主

休業した場合、報酬の減少に伴い事業運営が困難となる。このため、こうした財務基盤の弱い事業所に対する支援策を創設すること。

③ 感染リスクに対応した介護報酬の加算（厚生労働省）

介護保険事業所において、濃厚接触者や感染の疑いのある方など、感染リスクを伴う利用者に対してサービスを提供した場合の介護報酬加算を創設すること。

（４）避難所における感染防止対策（内閣府）

台風や地震などの災害に備え、避難所における感染防止対策を早急に進める必要があるため、感染防止に必要なマスク、消毒薬、パーティションなどの資機材の事前の調達や、指定避難所の「3密」を避けるために行う民間の宿泊施設の借上げなどに対する支援を行うこと。

2. 経済への影響対策

（１）雇用への影響対策

① 雇用調整助成金の拡充（厚生労働省、内閣府）

雇用調整助成金の中小企業に対する助成率について、休業等要請の有無にかかわらず10/10とし、併せて上限額の引上げを行うこと。また、企業の資金繰り支援等の観点から、手続きの簡素化、申請支援体制の強化及び助成金支給の迅速化に向け、さらなる改善措置を講じるとともに、緊急対応期間を延長すること。

② 離職者等に対する緊急雇用対策の実施（厚生労働省）

離職を余儀なくされた方々に対して、次の雇用までの短期雇用や就業機会の確保・支援を行う「緊急雇用対策」を実施すること。

（２）家庭への影響対策

① 大学生等への支援（文部科学省）

世帯収入やアルバイト収入が減少した学生が進学や修学を断念することがないように、全国一律の仕組みとして、授業料の減免や生活費等を支援する制度を拡充すること。

授業料の減免については、国立・私立においては国費による支援が制度化されていることを踏まえ、公立においても同様に、自治体の財政力等に左右されないよう個別の補助制度を創設し支援を行うこと。

生活費等について、学生向けの新たな給付金を創設するなど、早急に支援が行き届く仕組みを設けること。

② 生活福祉資金貸付制度の改善（厚生労働省）

新型コロナウイルス感染症の発生による休業や失業等により困窮している方々の生

活の立て直しを図るため、貸付金の償還免除の適格要件について、住民税非課税世帯に限定せず、要件をさらに緩和するとともに、事態の長期化を踏まえ、据置期間や償還期限の延長を行うこと。

(3) 中小・小規模事業者等への影響対策

① 金融支援策の充実（経済産業省）

・新型コロナウイルス感染症対応資金の融資上限の拡大

全国統一制度としてスタートした新型コロナウイルス感染症対応資金について、融資上限3,000万円では必要な事業資金を賄えない事業者があり、様々な資金需要に対応するためにも、融資上限を1億円に引き上げること。

・都道府県単独融資制度への財政支援

新型コロナウイルス感染症対応資金が創設されるまでの間に、都道府県が先行して実施した融資制度に関して、当該資金と同等の部分については当該資金を活用したものとみなして補助対象とすること。

② 持続化給付金の大幅な拡充など（経済産業省）

多くの事業者の事業継続を支え、地域経済への負の波及を食い止めるため、持続化給付金の予算総額を大幅に増額するとともに、次のとおり制度の拡充を図ること。

<制度の拡充案>

- ・ 事態の長期化による需要の低迷を踏まえ、前年度比で売上単月50%減少という支給要件を緩和し、例えば、3か月平均20%減少など、一定期間の需要の低迷により影響を受ける事業者も対象に加えること。
- ・ 2020年に開業した事業者についても、事態の長期化の影響を受けていることから、創業特例に追加すること。
- ・ 事業規模により給付金の効果が大きく異なる現状を踏まえ、複数回の受給を可能とするなど、制度を拡充し効果的な給付を行うこと。
- ・ 給付対象となる事業者に迅速かつ確実に給付が行き届くよう、手続きの簡素化や申請支援体制の強化を行うこと。特に、電子申請が困難な事業者に対する支援の充実・強化を図ること。

③ 家賃支援制度の創設など（経済産業省、内閣府）

収入が減少した事業者にとって、家賃は固定費として大きな負担であり、事業継続の障壁となっていることから、業種を問わず影響を受ける事業者を対象に、家賃負担を軽減するための支援制度を早急に創設すること。

また、自社ビル等を持つ事業者にとっても、固定資産税等の固定費は大きな負担であることから、家賃補助との公平性に鑑み、固定資産税の令和2年度分の徴収猶予の特例及び令和3年度分の軽減措置とは別に支援制度を設けること。

④ 地域企業再起支援事業の要件緩和（経済産業省）

地域経済の基盤となる中小企業の再起を促進する地域企業再起支援事業について、地域の実情に応じて柔軟に活用できるよう、事業実施主体への事業者負担の義務づけや、事業者負担分への市町村の継ぎ足し不可といった補助要件を緩和すること。

⑤ 甚大な影響を受けた業種に対する支援（内閣府、経済産業省、国土交通省）

特に宿泊業、旅行業、運輸業などについては、訪日外国人客の減少や都道府県間の移動自粛要請等により甚大な影響を受けており、現行の給付金制度や金融支援では業績回復はもとより経営維持すら困難なほど深刻な状況に陥っている。こうした事業者が今後も事業を継続し雇用を維持できるよう、国において抜本的な経営支援策を講じること。あわせて、「新しい生活様式」に対応するための新規投資や、事態収束後のV字回復を目指した販路の拡大等の取り組みに対して、より手厚い財政措置を講じること。

（４）一次産業への影響対策

① 木材の需要減退対策（国土交通省、農林水産省）

経済の低迷による木材需要の減退が顕著となっているため、住宅投資の促進に加え、公共事業や民間投資における積極的な木材の活用を支援するなど、木材需要を拡大する対策を実施すること。また、国内における原木の在庫が増加し、通常の保管場所だけでは対応しきれない状況となっていることから、先の補正予算で措置した輸出原木の一時保管への緊急支援と同様に、国内用の国産原木についても支援を拡充すること。

② 水産業の人手不足対策の拡充（農林水産省）

外国人技能実習生の入国制限が続く中、漁業・水産加工業における人手不足の解消を図る「水産業労働力確保緊急支援事業（人材確保支援事業）」について、農業分野と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響による代替人材確保の必要性が解消されるまで事業期間を延長するとともに、必要な予算を確保すること。

（５）地域の公共交通の維持（国土交通省）

新型コロナウイルスの影響により大幅な減収となっているバス事業者に対して、通常年度末に支払う運行費補助金（地域公共交通確保維持改善事業費補助金）を年度途中で概算払するなど、資金繰り対策を行うこと。また、同補助金の算定において、今回の減収や減便が次年度以降の補助金に影響しないよう十分な配慮を行うとともに、これまでの路線再編などの経営努力を行ってきたバス事業者が不利にならない算定方法とし、併せて、自治体が支援した場合の財源措置を適切に講じること。

（６）地方税の徴収猶予制度の特例の延長（総務省）

徴収猶予の特例を適用した地方税について、猶予期間が終了する時点でなお、納税者が資金繰りに困るような場合には、分割納付を可能とし、延滞金なし・無担保で支払

いを一定期間猶予できるような措置を検討すること。

3. 経済活動の回復と社会の構造変化への対応

(1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充（内閣府）

各自治体が感染拡大の防止、事業者における雇用の維持と事業継続、「新しい生活様式」の実践と定着、事態収束後の経済回復などに向けた施策を実行するために必要となる交付金総額のさらなる増額を行うこと。

また、本県においては、厳しい状況に置かれ資金繰りに苦しむ事業者を迅速に支援するため、国に先行して制度融資の保証料補給や利子補給を行っているところであり、こうした支援は後年度の財政負担を伴うことから、基金の造成等についても同交付金の対象とすること。

(2) 観光誘客の促進

① 高速道路や本州四国連絡橋の通行料の軽減、公共交通料金の助成制度（国土交通省）

国内旅行を促すため、高速道路や本州四国連絡橋の通行料や公共交通（鉄道、航空機、高速バス等）の料金について、国の財源により軽減し、移動に対するインセンティブを提供すること。

② 芸術・文化振興のための支援の継続（文部科学省）

文化芸術イベント等の開催自粛が長引き、文化芸術活動の停滞が懸念されるため、文化芸術の振興による地域の活性化に向けた継続的な支援（文化芸術振興費補助金の補助期間の延長等）を行うこと。

③ 地方博物館への支援の拡充（文部科学省）

国立博物館等が収蔵する国宝・重要文化財などの貴重な文化財を地方の博物館等に展示することにより、交流人口の拡大とともに文化や観光振興など地域活性化にも資するものと考えられる。このため、国立博物館収蔵品貸与促進事業について、貸与する箇所数と対象文化財の拡大など、支援策を充実させること。

④ インバウンド観光推進に向けた地方空港の機能強化（国土交通省、厚生労働省）

2030年に訪日外国人数6千万人という目標達成に向けて、事態収束後のV字回復を実現するため、地方への外国人観光客の周遊の起点となる空港ターミナルビル等のインフラ整備に対する補助制度の拡充や、着陸料のさらなる軽減措置を行うこと。また、地方空港における感染症の水際対策を強化するとともに、より円滑な入国手続きを行えるよう検疫体制を確保すること。

⑤ クルーズ観光需要回復への支援（国土交通省）

外国客船での相次ぐ新型コロナウイルス感染症の発生により、クルーズ需要の縮小や寄港地の観光事業者等への影響が懸念される。このため、クルーズ船による観光需要の回復に向け、官民一体となったキャンペーン等を実施すること。

⑥ 事態収束後の輸送需要喚起策（国土交通省）

GO TOキャンペーンなどの需要喚起策や短期間に集中したイベントの開催により、バス事業者の供給能力を超える需要が発生しないよう、需要の平準化に配慮すること。また、貸切バスの法定料金の遵守など、安全確保に向けた取り組みをこれまで以上に進めること。

（3）新しい生活様式への対応

① テレワーク等の導入促進

・ IT導入補助金の充実（経済産業省）

テレワークやオンライン会議がビジネスの場で急速に普及・一般化しつつある中、地方の中小・小規模事業者においても、その利便性などのメリットを等しく享受することができるよう、予算の大幅な増額とともに、自治体が行う普及啓発の取り組みへの支援など、さらなる拡充を図ること。

・ シェアオフィスやコワーキングスペース等への支援（総務省、内閣府）

テレワークやリモートワーク等の時間や場所にとらわれない働き方を推進するため、地方におけるシェアオフィスやコワーキングスペース等の拠点整備に係る補助制度をさらに拡充すること。

② 公立大学が実施する遠隔授業への支援（文部科学省）

公立大学においては、遠隔授業の環境を早急に整備することが必要となり、大学の環境整備に対する財政負担や学生の機器購入に対する個人負担が生じている。このため、遠隔授業を実施する大学や受講する学生に対して、国立及び私立並みの財政支援を行うこと。

③ 消費者ニーズに対応した食品分野の商品開発支援の強化（農林水産省、内閣府）

新しい生活様式への対応に向け、飲食店や食品メーカー等の食品関係事業者において、持ち帰りやデリバリー食品の提供機会の拡大や、賞味期限の長い商品開発等の必要性が高まっている。このため、研究開発機関や食品関係事業者等の設備投資（高度な凍結技術や乾燥技術を備えた機器、レトルト機器の導入等）に対する財政支援を強化すること。